別記様式第五(第六条第三項関係)(日本産業規格 A 4 ) (令元国安令20・一部改正) 認定しない旨の通知書

第 号

年 月 日

申請者 殿

特定行政庁

印まりませ

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画については、下記の理由により津波 防災地域づくりに関する法律第15条の規定による認定をしないこととしましたの で、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3ヵ月以内に に対して行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求をすることができます(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3ヵ月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に を被告として(訴訟において を代表する者は となります。)行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

(理由)